

野田市子ども医療費の助成に関する  
規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第29号

### 野田市子ども医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

野田市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「全部」の次に「又は一部」を加える。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 医療費として助成する額は、次の各号に掲げる医療の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 15歳に達する日以後の最初に到来する3月31日までの間にある子どもが受ける医療 一部負担金又は自己負担金に相当する額
- (2) 前号に規定する子ども以外の子どもが受ける医療 一部負担金又は自己負担金に相当する額から別表に定める区分に応じた子ども医療費の自己負担金を控除した額

第6条第1項中「添付」の次に「（第2号に掲げるものにあつては添付又は提示）」を加え、同条第2項中「同項」を「同項第1号」に改める。

第8条本文中「15歳」を「18歳」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「当該期間内に子どもが15歳に達する日以後の最初に到来する3月31日がある場合であつて別表に定める区分の1に該当するとき及び」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、毎年7月1日時点の子どもの属する世帯の市町村民税額を確認し、別表に定める区分を認定するものとする。

第9条第3項中「助成認定保護者は」の次に「、受給券を提示の上」を加え、「受給券及び」を削る。

第11条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、別表に定める区分に変更が生じたときは、当該区分の変更は、当該変更が生じた日の属する月の翌月の初日から適用する。

第12条を次のように改める。

(助成金の返還)

第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この規則に違反したとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条第1項第2号、第8条、第11条第2項）

区分	定義	子ども医療費の自己負担金	
		入院1日及び通院1回	保険調剤
1	市町村民税所得割課税世帯	500円	0円
2	上記以外の世帯	0円	0円

注

- 1 同日に入院又は通院が重複する場合は、それぞれを1日又は1回として、子ども医療費の自己負担金を算定する。
- 2 区分の1に該当する場合であって、同一の月における同一の医療機関への入院の日数が10日を超えるとときの当該超える日数に係る子ども医療費の自己負担金は、0円とする。
- 3 区分の1に該当する場合であって、同一の月における同一の医療機関への通院の回数が5回を超えるとときの当該超える回数に係る子ども医療費の自己負担金は、0円とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この規則による改正後の野田市子ども医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定による申請、第7条第1項の規定による通知、同条第2項の規定による受給券の交付及び第8条第1項の規定による受給券の有効期間の更新に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定の例により行うことができる。

### (経過措置)

- 3 新規則第5条第1項及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る助成について適用し、同日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。

### (令和6年度における特例措置)

- 4 令和7年3月31日までに受理した新規則第6条第1項の申請書に係る助成認定保護者（当該認定に係る子どもが15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合を除く。）に対する新規則第3条の2の規定の適用については、同条中「第6条第1項の申請書を受理した日（子どもが出生し、又は本市に転入したことにより助成対象者に該当することとなった者が当該出生又は転入の日から起算して1月（市長が特に必要があると認める場合にあつては、別に定める期間）を経過する日までの間に同項の申請書を提出した場合にあつては、当該子どもが出生し、又は本市に転入した日）」とあるのは、「令和6年8月1日（子どもが本市に転入したことにより助成対象者に該当することとなった者にあつては、当該子どもが本市に転入した日）」と読み替えるものとする。